Pelargonium grandiflorum (Andrews) Willd.	CAMWHI	Elsner pac Jungpflanzen GbR Kipsdorfer Str. 146, 01279 Dresden, Germany	第29333号	平成29年７月18日
Rosa L.	KOSATOQUEE-N-15001	有限会社興里 和歌山県和歌山市和佐中328	第30411号	平成29年８月21日
〃	KOSATOQUEE-N-15002	〃	第30412号	平成29年８月21日
〃	KOSATOQUEE-N-15003	〃	第30413号	平成29年８月21日
〃	KOSATOQUEE-N-15005	〃	第30420号	平成29年８月21日
Sedum L.	HPC 11	湯浅浩史 神奈川県鎌倉市岩瀬1506	第23226号	平成29年８月21日
Trifolium repens L.	珠すぐれ（小黒）	小林孝之 埼玉県深谷市大谷1654	第29843号	平成29年７月７日

○経済産業省告示第二百二十四号

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七十五号）の施行に伴い、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第三号ロの経済産業省が告示する額を定める告示を廃止する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十六日　　経済産業大臣　世耕　弘成

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第三号ロの経済産業省が告示する額を定める告示を廃止する告示

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第三号ロの経済産業省が告示する額を定める告示（平成二十九年経済産業省告示第四十八号）は、廃止する。

附　則

この告示は、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令の施行の日（平成二十九年十月一日）から実施する。

○経済産業省告示第二百二十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

平成二十九年九月二十六日　　経済産業大臣　世耕　弘成

災害名	地域	指定の期間
平成二十九年台風第十八号による災害	大分県	平成二十九年九月十七日から平成二十九年十二月二十五日まで
	佐伯市	
	津久見市	

○国土交通省告示第八百五十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関であるアットホーム株式会社から役員の氏名を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十九年九月二十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　役員の氏名の変更

変更前	変更後
松村　晴男、横川　康弘、高津　雄樹、雅子、未吉　治、山本　準	松村　晴男、横川　康弘、高津　雄樹、雅子、松村　浩二、山本　徹、高柴　富士夫、石橋　亀井　準
文衛、鶴森　康史、庄司　利浩、奥津　治	文衛、鶴森　康史、庄司　利浩、奥津　治

二　変更する年月日　平成二十九年七月三十一日

○国土交通省告示第八百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

伊ヶ谷沢南支川（一）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線、標柱十二号と十三号を東京都道二百十二号三宅循環線の道路敷に沿って結んだ線、標柱十三号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都三宅島三宅村伊ヶ谷

五四〇番　一号から三号まで
五四二番　四号
五四三番　五号から八号まで及び十八号から三十一号まで
五五五番　九号、十号及び十五号から十七号まで
五五三番　十一号及び十二号
五五二番　十三号及び十四号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

伊ヶ谷沢南支川（二）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を東京都道二百十二号三宅循環線の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都三宅島三宅村伊ヶ谷

五二四番　一号及び二号
五二三番　三号及び四号
五四四番　五号
五四五番　六号
五五六番　七号から十号まで
一一〇番　十一号
五五五番　十二号
五四七番　十三号

○国土交通省告示第八百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

溝上谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県高山市久々野町無数河字溝上　四〇一八番三　一号から三号まで
四〇一八番二　四号
四〇一一番　五号
四〇一〇番四　六号及び七号
四〇一〇番一　八号及び九号

○国土交通省告示第八百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十六日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平子川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第千七百五十八号で指定した平子川に掲げる土地の区域を除く。）